

国際教養大学契約事務規程

平成 16 年 4 月 1 日
理事長 決 定
規 程 第 8 8 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
- 第 2 章 一般競争入札（第 7 条－第 22 条）
- 第 3 章 指名競争入札（第 23 条－第 26 条）
- 第 4 章 随意契約（第 27 条・第 28 条）
- 第 5 章 予定価格（第 29 条・第 30 条）
- 第 6 章 契約の履行（第 31 条－第 36 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国際教養大学会計規程（以下「会計規程」という。）の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（契約責任者）

第 2 条 法人における契約事務は、事務局長を契約責任者とする。

（契約決議書）

第 3 条 所管業務の担当者は、会計規程第 33 条の規定により契約を締結しようとするときは、支出契約決議書により承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 28 条第 2 項に掲げる経費については、支出契約決議書を省略することができる。

（契約書の記載事項）

第 4 条 契約責任者は支出契約決議書その他の書類を審査し、契約書を作成するものとする。

2 前項の契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 一 契約の目的
- 二 契約金額
- 三 履行期限
- 四 契約保証金に関する事項

- 五 契約不履行の場合における契約保証金の処分に関する事項
- 六 危険負担に関する事項
- 七 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期に関する事項
- 八 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金等
- 九 対価支払いの時期に関する事項
- 十 契約に関する紛争の解決方法に関する事項
- 十一 その他必要な事項

(請書)

第5条 会計規程第38条第1項本文の規定にかかわらず、1件の金額が320万円を超えない契約については、契約書に代え、請書によることができる。

(契約書の省略)

第6条 会計規程第38条第1項ただし書に規定する契約書の作成を省略できる場合とは、次に掲げる契約をいうものとする。

- 一 100万円を超えない契約を締結するとき
- 二 物品の売却の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき
- 三 官公署と契約をする場合において契約書を作成する必要がないと認められるとき
- 四 単価契約に基づき、一定期間継続して製造、修繕、加工、供給等をさせ、又は使用等をするとき

第2章 一般競争入札契約

(入札参加者の資格)

第7条 理事長は必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他について契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争入札に参加する者の資格を定めることができる。

2 契約責任者は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、該当競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、理事長の定めるところにより、前項の資格を有する者につき、さらに該当競争入札に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により競争を行わせることができる。

(入札に参加させることができない者)

第8条 契約責任者は、特別の事由のあるもののほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(入札に参加させないことができる者)

第9条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。これを代理人、支配人の他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争入札に参加させないことができる。

3 契約責任者は、経営状態が著しく不健全であると認められる者を一般競争入札に参加させないことができる。

(入札の公告等)

第10条 契約責任者は、入札の方法により一般競争入札に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも10日前に新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は契約の性質上入札準備に支障がないと認められる場合は、その期間を5日までに短縮することができる。前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 契約条項を示す場所及び日時
- 三 競争執行の場所及び日時
- 四 入札保証金に関する事項
- 五 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 六 その他必要な事項

2 契約責任者は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

(入札保証金)

第11条 契約責任者は、会計規程第34条第1項の規定による一般競争入札に付そうとする場合には、入札に参加しようとする者に現金又は確実と認められる有価証

券等をもって、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

2 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付する。ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者の納付した入札保証金は、法人に帰属するものとする。

(入札保証金の免除)

第12条 契約責任者は、次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき

二 第7条に規定する資格を有する者が、過去2年間の間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結した実績を有し、契約を結ばないこととなるおそれがないと認められたとき。

(入札書の提出)

第13条 契約責任者は、入札しようとする者に対し、入札執行の場所及び日時に入札書を提出させ、又は入札箱に投入させなければならない。

2 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

3 前項の代理人は、同一入札において2人以上の入札者の代理人となることができない。

(開札)

第14条 契約責任者は、公告に示した入札執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(入札の無効)

第15条 契約責任者は、第10条に規定する公告において、当該公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する指示条件に違反した入札は、無効としなければならない。

(再度入札)

第16条 契約責任者は、第14条の規定により開札を行った場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(再度公告入札の公告期間)

第17条 契約責任者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第10条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(落札者の決定方法)

第18条 契約責任者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる契約)

第19条 契約責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 契約責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

3 契約責任者は、第1項において、最低価格の入札者を落札者とし不在場合は、その理由について書面をもって理事長に提出し、その者を落札者とし不在について承認を得なければならない。

第20条 契約責任者は、一般競争入札により支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から会計規程第37条本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 契約責任者は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそ

れがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

3 契約責任者は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 契約責任者は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について公告をするときは、第10条に規定する事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

（契約保証金）

第21条 契約責任者は、契約の相手方に、現金又は確実に認められる有価証券等をもって契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定により納付された契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、法人に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

3 契約保証金は、契約履行後に還付するものとする。

（契約保証金の免除）

第22条 契約責任者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

二 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事保証契約を結んだとき。

三 第7条に規定する資格を有する者が、過去2年間の間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第3章 指名競争契約

（指名基準）

第23条 指名競争に付する場合において競争に参加させる者を指名しようとするときは、第7条の定めるところにより登録された者のうちから、理事長が別に定める基準により指名するものとする。

(競争参加者の指名)

第24条 契約責任者は、指名競争に付する場合は、原則として、5人以上指名しなければならない。

(一般競争に関する規程の準用)

第25条 第7条から第9条まで、第13条から第16条まで、第18条から第22条までの規定(第20条第4項を除く。)は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

(指名替)

第26条 入札者若しくは、落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合においては、第7条の資格を有する者のうちから新たに競争に参加する者を指名することができる。

第4章 随意契約

(随意契約)

第27条 会計規程第36条に規定する法人の規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

一 工事又は製造	500万円
二 財産の買入れ	320万円
三 物件の借入れ	160万円
四 財産の売払い	100万円
五 物件貸付け	60万円
六 前項に掲げるもの以外のもの	200万円

2 会計規程第36条第6号の規定により随意契約する場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 会計規程第36条第7号の規定により随意契約する場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、最初に定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(見積書の徴取)

第28条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、2人(次の各号に該当する場合は、当該各号に定める人数)以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徴さなければならない。

- 一 予定価格が10万円未満のもの 1人
 - 二 旅行のための運送及び宿泊等の手配（旅費規程第4条に規定する出張命令又は出張依頼に基づくものに限る。） 1人
 - 三 動物、機械、見本品、美術品等で他に求め難い物件の購入 1人
 - 四 特殊な修繕 1人
 - 五 契約内容の特殊性により、相手方が特定される工事請負等 1人
 - 六 再度入札に付しても落札者がいないとき 1人
 - 七 前条第1項第1号、第2号、第3号又は第6号に掲げる契約（本項第1号から第4号までのいずれかに該当するものを除く。）で予定価格100万円以上のもの 3人
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。
- 一 官公署と契約をするとき
 - 二 法令に料金又は価格が定められているものについて契約をするとき
 - 三 官報、定期刊行物その他これらに類するもので、価格が表示され、かつ、一定しているものについて契約をするとき。
 - 四 役務の提供を受ける場合又は事務若しくは事業を委託する場合で、その性質又は目的により見積書を徴取し難い契約をするとき。
 - 五 不動産の購入又は借上げの契約をするとき。

第5章 予定価格

(予定価格の作成)

第29条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第30条 予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。

ただし、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価によることができる。

2 予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状

況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

- 3 契約責任者は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ前2項の基準に準じて、予定価格を定めなければならない。この場合、事業者から徴した見積書をもって予定価格調書に替えることができる。ただし、法令に基づき取引価格又は料金が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約が不能若しくは困難であると認められるときは、書面による予定価格の積算を省略することができる。

第6章 契約の履行

(監督の方法)

第31条 会計規程第39条第1項の規定による監督は、契約責任者が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第32条 会計規程第39条第2項条に規定による検査は契約責任者が自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。

(職員以外の者に監督又は検査を行わせる場合)

第33条 契約責任者は、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により職員が監督又は検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、職員以外の者に監督又は検査を行わせることができる。

(検査調書の作成)

第34条 検査を行った者は、検査調書を作成し、契約責任者に提出しなければならない。

- 2 検査を行った者は、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであると認めるときは、その措置についての意見を前項の検査調書に記載しなければならない。

(検査調書の省略)

第35条 前条の規定にかかわらず、契約金額が320万円を超えない請負契約又は物品の買入れその他の契約に係る検査(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う検査を除く。)については、当該検査の結果その給付が当該契約の内容に適合しない場合を除き、検査調書の作成を省略することができる。

- 2 前項の規定により、検査調書の作成を省略した場合は、支出契約決議書等に検査証明をしなければならない

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第36条 契約責任者から命ぜられて監督を行う者は、特別の必要がある場合を除き、検査を行う者と兼ねることができない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。